

衆憲資第78号

憲法に関する主な論点（第3章 国民の権利及び義務）に関する参考資料

平成24年6月  
衆議院憲法審査会事務局

この資料は、衆議院憲法審査会における調査の便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法審査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、衆議院憲法調査会報告書を中心に、補充的に各党の憲法に関する提言等をもとにして、憲法に関する主な論点について、「明文改憲が必要」、「明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要」、「いずれも必要ない」の観点から、以下のA・B・Cの3つに分類して主な意見を整理しましたが、必ずしも網羅的なものとなっていないことにご留意ください。

A・B・Cの中で、方向性（趣旨）が異なる意見については、A 1、A 2 .....のように、番号を付しています。

- A 明文改憲が必要
  - A 1
  - A 2
- B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要
  - B 1
  - B 2
- C いずれも必要ない
  - C 1
  - C 2

# 目 次

憲法に関する主な論点（論点表）(第3章 国民の権利及び義務) ... (巻頭)

<b>総論（基本的人権の概説）</b> .....	1
<b>各論点についての意見の概略</b>	
第1 公共の福祉 .....	4
第2 国民の義務 .....	7
第3 いわゆる「新しい人権」 .....	10
1 「新しい人権」を憲法に明記することの要否 .....	10
2 各種の「新しい人権」 .....	13
(1) 環境権等 .....	13
(2) 知る権利・アクセス権 .....	16
(3) プライバシー権 .....	18
(4) 犯罪被害者の権利 .....	20
第4 生命倫理 .....	22
第5 政教分離原則 .....	24
第6 家族・家庭や共同体の尊重 .....	26
第7 知的財産権 .....	28
<b>その他の論点</b> .....	29



## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第三章 国民の権利及び義務

#### 主な論点とその関係条文

区分	関係する条文	改憲の必要性等		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
		論点				
1	12条 13条 22条 29条	「公共の福祉」		・「公共の福祉」の内容をより具体的に憲法に規定すべき（例えば、「公益及び公の秩序」）。	・人権の調整又は制約の目的・手段の合理性の判断は、法律の形式で行われるべき。	・現行のままでよい。
	26条 27条 30条	国民の義務		A1 国民の「義務」規定を増やすべき（国防の義務、環境保全の義務、投票の義務など）。 A2 国民の「責任（責務）」としての規定を設けるべき。	・法律で規定すれば足りる。	・現行のままでよい。
2	13条 21条 25条	いわゆる「新しい人権」		・新しい人権を憲法に明記すべき。	・13条等の解釈から導き出せるし、必要があれば立法措置で具体化すれば足りる。	・13条等の解釈から導き出せるので、特段の措置を要しない。
		環境権等		A1 環境権を憲法上明記すべき。 A2 国（あるいは国民）の環境保全の義務（責務）を憲法上明記すべき。	"	"
		知る権利・アクセス権		A1 知る権利・アクセス権を憲法上規定すべき。 A2 国政上の行為に関する国の説明の責務を規定すべき。	"	"
		プライバシー権		・プライバシー権を憲法上規定すべき。	"	"
		犯罪被害者の権利		・犯罪被害者の権利を憲法上規定すべき。	"	"
3	13条 23条	生命倫理		・生命倫理に関する事項を憲法に明記すべき。	・法律で規定すれば足りる。	
	20条	政教分離原則		A1 国家と宗教の厳格分離を図るため、政教分離原則違反の判断基準を憲法に規定すべき。 A2 ごく一般的な習俗的行事への参加には、公費の支出が認められるよう憲法を改正すべき。		・現行のままでよい。
	24条	家族・家庭や共同体の尊重		・家族・家庭や共同体に関する規定を憲法に設けるべき。		・家族・家庭の尊重のような徳目的な事項は憲法に設けるべきではない。
	29条	知的財産権		・財産権一般の保護とは別に、知的財産権の保護を憲法上明記すべき。	・法律で規定すれば足りる。	
4	上記以外の条文に係る論点（一部重複あり）					
	条文	条文の内容			主な論点	
	10条	国民たる要件			二重国籍の是非等	
	11条	基本的人権の享有			自然権としての人権の意義、外国人の人権等	
	14条	平等原則			アファーマティブ・アクション、差別禁止理由の追加、議員定数不均衡問題等	
	15条	公務員の選定罷免権、普通選挙、投票の秘密等			定住外国人への地方参政権付与等	
	16条	請願権			請願権の現代的意義、請願処理の運用の見直し等	
	17条	公務員の不法行為による損害の賠償			立法不作為と国家賠償等	
	18条	奴隷的拘束及び苦役の禁止			「奴隷的拘束」「苦役」の意義等	
	19条	思想及び良心の自由			公立学校での公式行事の際の国旗掲揚・敬礼、国歌斉唱との関係等	
	25条	生存権、国の社会的使命			「健康で文化的な最低限度の生活」の意義、社会保障制度の理念等	
	26条	教育を受ける権利、教育の義務			国等による教育環境の整備等	
	27条 28条	勤労の権利及び義務等、勤労者の団結権及び団体行動権			勤労権の法的性格、公務員の労働基本権に対する制約、制約の代償措置たる人事院勧告制度の意義等	
	31条 ～40条	刑事手続上の権利等			適正手続の意義、犯罪被害者の権利（上記参照）、死刑の存廃等	



## 総論（基本的人権の概説）

### 1 基本的人権の分類<sup>1</sup>

「基本的人権は、さまざまに区分されている。例えば、人権思想からの区分により前国家的権利と後国家的権利に、歴史的区分により自由権と社会権、そして内容による区分により平等権、自由権、社会権等などにである。

しかし、このような基本的人権の類型論の基礎となっているのは、イエリネックの人権体系論である。……学説はイエリネックの類型論を批判しながらも、その体系論を引き継いだ形で基本的人権を分類してきている。」（松井茂記『日本国憲法 第2版』302-304頁）

【表 日本国憲法における人権の分類<sup>2</sup>】

人 権	包括的基本権		13条	
	法の下での平等		14条	
	自由権	精神的自由権	内面的な精神活動の自由	19条 20条 23条など
			外面的な精神活動の自由	20条 21条 23条など
		経済的自由権		22・29条
		人身（身体）の自由		18条 31-39条
	受益権		16条 17条 32条	
	参政権		15条	
	社会権		25-28条	

（芦部信喜著・高橋和之補『憲法 第五版』（岩波書店、2011年）をもとに作成）

<sup>1</sup> 衆憲資43号「市民的・政治的自由（15～21条/23条）（特に、思想良心の自由(19条)、信教の自由・政教分離(20条・89条)）」に関する基礎的資料」pp10-11をもとに作成。

<sup>2</sup> ここに掲げた分類は絶対的なものではないことに注意する必要がある。例えば、教育を受ける権利や生存権などの社会権も、公権力によって不当に制限されてはならないという自由権の側面を有する。（芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法 第五版』（岩波書店、2011年）85頁）

## (1) 自由権

「自由権は、国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除して、個人の自由な意思決定と活動とを保障する人権である。その意味で、「国家からの自由」とも言われ、人権保障の確立期から人権体系の中心をなしている重要な権利である。その内容は、精神的自由権、経済的自由権、人身（身体）の自由に分けられる。また、精神的自由権は、内面的な精神活動の自由（思想の自由、信仰の自由、学問研究の自由）と外面的な精神活動の自由（宗教的行為の自由、研究発表の自由、表現の自由）に分けて考えるのが、人権の限界を明らかにするという観点からは、わかりやすい。」<sup>3</sup>

## (2) 参政権

「参政権は、国民の国政に参加する権利であり、「国家への自由」とも言われ、自由権の確保に仕える。具体的には、選挙権・被選挙権に代表されるが、広く憲法改正国民投票や最高裁判所裁判官の国民審査も含まれる。公務員になる資格（公務就任能力または公務就任権）を含める場合もある。」<sup>4</sup>

## (3) 社会権

「社会権は、資本主義の高度化にともなって生じた失業・貧困・労働条件の悪化などの弊害から、社会的・経済的弱者を守るために保障されるに至った 20 世紀的な人権である。それは、「国家による自由」とも言われ、社会的・経済的弱者が「人間に値する生活」を営むことができるように、国家の積極的な配慮を求めることのできる権利である。ただし、憲法の規定だけを根拠として権利の実現を裁判所に請求することのできる具体的権利ではない。裁判所に救済を求めることのできる具体的権利となるためには、立法による裏づけを必要とする。」<sup>5</sup>

これに対し、大須賀明・早稲田大教授は、社会権のひとつである生存権について、これを具体的権利とする<sup>6</sup>。

---

3 芦部著・高橋補訂、前掲書 83-84 頁

4 芦部著・高橋補訂、前掲書 84 頁

5 芦部著・高橋補訂、前掲書 84 頁

6 大須賀明『生存権論』（日本評論社 1984 年）

## 2 近代立憲主義とその展開<sup>7</sup>

国民の権利及び義務に関する憲法のあり方という基本問題に関し、衆議院憲法調査会においては、

憲法は国家権力の濫用から国民の基本的人権を守ることをその目的とする  
とし、国家からの自由を基本に据える近代立憲主義の考え方を重視すべきである  
とする意見

近代立憲主義を踏まえつつも、基本的人権の保障についての国家の積極的役  
割をも重視すべきであるとする意見  
が述べられた。

近代立憲主義の考え方を重視する の意見は、憲法の公権力行使の制限規範と  
しての要素を重視するもので、人権保障はいわゆる「自由権」(国家からの自由)  
を基本とすべきであるという意見に結びつくことになる。

これに対し、国家の積極的役割をも重視すべきであるとする の意見は、現代  
においては、環境問題、人権間の調整、科学技術の進展等、国家からの自由のみ  
では説明及び解決が難しい事態が生じているのではないかとして、人権保障等に  
関する国家の積極的な役割を求め、これを憲法上も明確に位置づけるべきである  
と主張されることになる。

以上の議論が具体的な違いとなって現れてくるのが、一部の新しい権利・義務  
規定の是非や、生命倫理、家庭・家族などに関する条項追加の是非に関する議論  
である。

---

<sup>7</sup> 衆議院憲法調査会『衆議院憲法調査会報告書』(平成17年4月)238-239頁、憲法調査研究会「衆議院憲法調査会報告書を読み解く9「人権のカタログ」の豊富化と二一世紀型憲法をめぐって - 国民の権利及び義務に関する諸議論の整理(上)」『時の法令』1823号33頁

## 各論点についての意見の概略

### 第1 公共の福祉

衆議院憲法調査会においては、基本的人権の調整に関し、公共の福祉の問題等が取り上げられたが、その主な論点は、人権の調整又は制約の目的・手段の合理性をどのように担保するかにあった。この点については、

**A** 権利の種類等に応じて、公共の福祉の内容を具体的に憲法に規定すべきであるとする意見

**B** 人権の調整又は制約の目的・手段の合理性の判断は、主に、議会の定める法律の形式で行われるべきであるとする意見

等が述べられた。

**B**の意見は、当該合理性の判断という国家の本質的事項について議会が安易に行政権に立法委任することを戒める趣旨を持つものである。ただし、**A**と**B**は、二律背反的なものではなく、議会が当該判断を的確に行うための指針を示すために、**A**のような憲法規定が必要であるとする意見もあった。

#### 【憲法の関連規定】

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

【参考】「公共の福祉」の意味

公共の福祉は、本来は国民全体の福祉と利益を意味し、個人の利己的な人権行使を限定するものと考えられるが、日本国憲法が法律によっても犯されない人権という理解に立っていることとの関係で、基本的人権が公共の福祉によって制限されるかという問題が 1950 年代から 1960 年代に議論された。当時の判例は、人権といえども公共の福祉に反することは許されないと説いて人権制限立法の合憲性を簡単に認めた。その論理は、人権には限界があることを強調して、問題となった人権規制立法の合憲性審査を十分に行わないで合憲の結論を導き出すというものであった。そのため、学説では、人権は公共の福祉によっては制限されず、権利に内在する制約にしか服しないと説く内在的制約説も主張された。その後、人権の限界という原理的問題のレベルでは公共の福祉論は基本的に維持されたが、人権制限立法の合憲性審査に関しては公共の福祉論は衰退し、かわって違憲審査の基準・方法論が中心となった。人権の限界との関係では、一般に、公共の福祉は人権の一般的制約原理となると解されている。通説の見解は、公共の福祉とは人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理を意味し、この意味での公共の福祉による制限はすべての人権に論理必然的に内在しているとする。さらに、公共の福祉の意味について、憲法 13 条の公共の福祉は各人の自由を公平に保障するための必要最小限度の規制を意味するのに対して、憲法 22 条・29 条の公共の福祉はさらに社会権の実質的保障のために社会的強者の自由を政策的に規制する社会国家的公共の福祉を含むものと説いている。

(『三省堂 憲法辞典』(三省堂、2001 年)132～133 頁(戸波江二執筆部分))

A 明文改憲が必要とする意見

人権調整・人権制約の目的・手段の合理性の判断は、権利の種類等に応じて、公共の福祉の内容を更に具体的に憲法に盛り込んでいくことにより行うべきである。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成 17 年 10 月 31 日)

3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

2. 「共同の責務」を果たす社会へ向かう

(5) 曖昧な「公共の福祉」を再定義する。

…人権の制約原理としての「公共の福祉」概念については、人権相互の調整原理と、社会的価値の実現もしくは確保のための「公共の福祉」とを明確に区分して再検討する。内面的自由の確保を核とする自由権に対する制約は、これを人権相互の調整の必要の範囲内でのことに限定し、より厳格な審査基準を設けて公権力による恣意性を一切排除する必要がある。これに対して、例えば、経済活動に関する権利のような社会的権利については、公共目的による「合理的な」制約を認めることも原理的に可能とすべきである。また特に、財産権に関連し、その財産の性質によっては「公共の福祉」に服すべき場合がより強く想定されるものについて、その制約原理や基準を憲法上明確にすることが必要である。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成24年4月27日）

（国民の責務）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

#### B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

人権調整・人権制約の目的・手段の合理性の判断は、主に、議会の定める法律の形式により行われるべきである。その場合、国家における本質的決定は議会に留保され、さらに、議会は本質的事項に関する限り行政に委ねることなく、自ら決定しなければならないというドイツ連邦憲法裁判所の判例に基づくいわゆる「本質性理論」を参考にすべきである。

人権調整・人権制約の目的・手段の合理性の本質的な判断を行政が行うようなことがあってはならず、人権相互間の調整を議会が責任をもって行うためには、立法の際、規制の要件等について政省令に白紙委任するようなことがあってはならない。

なお、新しい人権を憲法に明記すべきとの意見(第3-1 [A](#) 11頁参照)と関連して、以下のような意見もある。

議会が立法の形式により人権調整に関する適正な判断を行うためには、議会に対して指針を示すためにも、プライバシー権をはじめとした現在の状況や時代に合った新しい権利を、憲法の中に盛り込むべきである。

#### C いずれも必要ないとする意見

これに対しては、人権制約の違憲審査基準については、判例の積み重ねが存在しており、明文改憲や立法措置は必要でないといった意見も考えられる。

なお、参議院憲法調査会においては、公共の福祉の解釈を見直すべきとの意見もあった。

【参考】「日本国憲法に関する調査報告書」pp.109～110（参議院憲法調査会、平成17年4月）  
・公共の福祉とは、人権相互間の矛盾・衝突を調整するための原理であるとの有力な学説の影響の下、国家や国民全体の利益のために人権を制限することに過度に抑制的な対応がなされてきたが、まず、このような公共の福祉についての解釈を見直すことが必要、などの意見が出された。

## 第2 国民の義務

衆議院憲法調査会においては、現行の国民の義務規定に追加して、新たな義務規定を設けることの是非について議論が行われた。

### 【憲法の関連規定】

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

〔納税の義務〕

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

### A1 明文改憲が必要とする意見

**国民の「義務」規定を増やすべきであるとする意見**は、その論拠として次のようなものを挙げている。

戦後、日本の社会の各方面において、権利の裏にある義務に対する認識が非常に希薄になり、国家、社会、家族・家庭への責任や義務が軽視され、権利主張のみが横行するようになり、これによって他者の人権の侵害、社会の混乱等が引き起こされている。これらの問題の解決のためには、基本法たる憲法に義務を明記し、義務意識や責任意識の再構築を図る必要がある。

権利と義務は表裏一体の関係にあり、権利の行使には義務の履行が伴うことを明記する必要がある。いわゆる新しい人権を規定するのであれば、その裏にある義務も明確にする必要がある。

国家権力を制限することにより国民の自由を保障するものとする近代立憲主義を克服し、憲法を、国家と国民の協働を規定したものとして再構築すべきである。そのためには、現在ある義務規定のほかにも義務規定を設けるべきである。

国民の義務規定を増やすことに反対する者は、近代立憲主義は権力を名宛人とするものであって、国民を名宛人とする義務規定を設けるのはおかしいと批判するが、現実には、憲法には三つの義務が設けられており、そのような批判は成り立たないのではないか。

### 【増やすべき国民の義務の内容】

義務規定を増やすべきであるとする意見は、増やすべきものとして、主に次のようなものを挙げている。

#### 国防の義務・徴兵制

公共的な責務という観点から、憲法に国を守る義務を明記すべきであるとする意見と国を守る義務を国民に課すことは徴兵制につながるとして、これを懸念する意見が述べられた。

#### 環境保全の義務（第3-2-(1)参照）

権利と義務は一体であり、仮に、国民の環境に関する権利を規定するのであれば、国民による環境保全の義務又は責任も憲法に規定する必要があるとする意見が述べられた。

#### 投票の義務

健全な民主政治の発展のために、投票は、選挙権の裏返しとしての国民の義務であることを憲法に明示すべきであるとする意見が述べられた。

### A 2 明文改憲が必要とする意見

一方、衆議院憲法調査会における議論では、国民の「責任（責務）」としての規定を設けるべきとの意見も述べられた。

環境の保全等については、権利や義務としてではなく、国又は国民の環境に対する責任として規定すべきである。

【参考】民主党「憲法提言」（民主党憲法調査会、平成17年10月31日）

#### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

##### 2. 「共同の責務」を果たす社会へ向かう

権利だけで社会は維持できないが、だからと言って、「義務」を強調することで社会の統合力が高まるわけでもない。「納税の義務」「法に従う義務」などが法的拘束力の有する「義務」として、一般に挙げられる。しかし、環境保全の場合のような社会的広がりを持つ社会共通の切実な課題については、国、地方公共団体、企業その他の中間団体、および家族・コミュニティや個人の協力がなければ達成し得ないものである。われわれは、これらの課題に挑戦するものとして、国民の義務という概念に代えて、「共同の責務」という考えを提示したいと考える。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日）

（国民の責務）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

**B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見**

近代立憲主義は、国家権力を制限することにより国民の自由・権利を守ろうとするものであるから、国家が国民に対して、ある義務を課すことを憲法が禁じていないのであれば、法律で自由に課することができる。したがって、もし義務を課す必要があれば、法律によって義務を課せばよいのであって、憲法に義務規定を設けたとしても法的意味は全く持たないはずである。

**C いずれも必要ないとする意見**

近代立憲主義は、国家権力を制限することにより国民の自由・権利を守ろうとするものであり、日本国憲法もこの系譜に位置する。したがって、憲法における規定の名宛人は、あくまでも時の為政者・権力であって、国民を名宛人として義務や責任を数多く課すべきではない。

確かに、個人対国家という二元的対立を超えて、共同体、家族の再構築を考えることは現代の社会問題の解決のために重要であるが、憲法に義務規定を追加しても、その社会問題の解決にはならないし、むしろ逆効果又は歪んだ効果を生む。

権利の観点ではなく義務も記述すべしとの観点は、12 条により既に言い尽くされている。

【参考】日本国憲法

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 第3 いわゆる「新しい人権」

#### 1 「新しい人権」を憲法に明記することの要否

衆議院憲法調査会における議論では、いわゆる「新しい人権」に関しては、これを積極的に認めるということが共通の認識であった。その上で、これを憲法に明記することの要否について議論が行われた。

新しい人権を憲法に明記すべきであるとする意見(A)は、その論拠として、憲法制定当時には想定されていなかった権利が、その後認められるようになったこと、その憲法への明記が国民の人権の保障に有益であること、憲法への明記が立法や裁判の基準となること、憲法が抽象度の高い規範であるとしても、新しい人権が13条の幸福追求権等に含まれるという考え方には限界があること等を挙げている。

これに対し、新しい人権を憲法に明記することを要しないとする意見(BとC)は、例えばプライバシーの権利は13条によって、知る権利は21条によって既に解釈上認められるに至っている等、憲法の人権規定は現在の新しい人権のみならず、将来生起し得る新しい人権にも対応できる懐が深いものであるとするものである。そして、必要なことは、憲法に規定を置くことではなく、憲法を具体化する立法措置をとることである等としている。

#### 【憲法の関連規定】

##### 〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

##### 〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

##### 〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## A 明文改憲が必要とする意見

新しい人権を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

戦後 60 年近くを経て、憲法制定当時では想定されていなかった権利が認められるようになった。

新しい人権を憲法に書き込むことは、国民の人権の確保に有益であり、憲法が国家権力を制限し国民の権利を守る基本法であることから、その趣旨に合う。

新しい人権として憲法に明記することにより、国会における立法、裁判所の判断の基準となる。

13 条に新しい人権の根拠を求めることができるというのであれば、人権の各論規定は不要ということになってしまいかねない。憲法が抽象性の高い規範であるとはいえ、新しい人権が 13 条の幸福追求権等に含まれるとの考え方には限界がある。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成 17 年 10 月 31 日)

### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

#### 3. 情報社会と価値意識の変化に対応する「新しい人権」を確立する

日本国憲法は人権に関する優れた規定を設けている。しかし、急激な社会変化や価値観の変容に伴い、憲法制定時には予想していなかった権利や利益を保障することの必要が指摘されるに至っている。21 世紀の新たな時代に求められる「新しい権利」の構築と憲法上の位置づけについて整理すべきである。とりわけ、高度情報社会にともなう社会変動に対応するため、「人間の尊厳」の維持にとって不可欠な権利の確立が求められており、権利に関する創造的な思考に基づき、新たな提言を行う。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」(公明党憲法調査会、平成 16 年 6 月 16 日)  
第 3 章「国民の権利及び義務」

新しい人権は、13 条の「個人の尊厳」「幸福追求権」、21 条の「表現の自由」、25 条の「生存権」をはじめとする憲法条文の解釈によって導き出されると一般的に考えられてはいるが、憲法が 21 世紀日本の骨格を成すべきだと考えると、より積極的に明示すべきとの主張がある。加憲の考え方である。

新しい人権を憲法上の権利として承認できるかどうかは、特定の行為が個人の人格的生存に不可欠であるばかりでなく、その行為を社会が認め、他の基本的人権を侵害するおそれがないかなど、慎重に判断すべきであり、権利のインフレを招くべきではないとの強い主張、またそれらは立法において成すべきだとの主張がある。

時代の変化はきわめて厳しいものがあり、迫られる課題も多い。21 世紀の日本をいかに築くかという未来志向の憲法論議に立った場合、むしろ憲法に明記することによって事前の人権保障を可能とし、時代の変化に対応した積極的な立法措置を可能にすることが望ましいのではないか。

B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

C いずれも必要ないとする意見

〔B〕と〔C〕は、新しい人権を憲法に明記する必要はないとする点で共通している。なお、この意見の中には、新しい人権を法律によって保障すべきであるとする意見(〔B〕)と、新しい人権は憲法13条、21条等から解釈上導き出せるものであり、立法措置は不要であるとする意見(〔C〕)が考えられる。

新しい人権を憲法上明記する必要はないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

現在の規定を根拠に新しい人権を認めることができるのであるから、求められているのは憲法を改正することではなく、憲法の中に沿ってそれを具体化する法制度を作っていく努力である。

新しい人権について憲法上明文の規定がないことが、権利の実現に障害となっているのかどうかを検証しなければならない。新しい人権について明文の規定がないことが問題なのではなく、問題は、政治家や官僚のこれらの権利の実現に対する消極的な態度であり、憲法に明文の規定を設けたからといって、何ら問題の解決にはならない。

憲法に明文の規定のない新しい人権であっても、例えばプライバシー権は13条によって、知る権利は21条によって既に解釈上認められている。また、憲法の人権規定は、現在の新しい人権のみならず、将来生起し得る新しい人権にも対応できる懐が深いものである。

【参考】日本共産党綱領(2004年1月17日 第23回党大会で改定)

〔憲法と民主主義の分野で〕

- 1 現行憲法の前文をふくむ全条項をまもり、とくに平和的民主的諸条項の完全実施をめざす。
- 5 国民の基本的人権を制限・抑圧するあらゆる企てを排除し、社会的経済的諸条件の変化に対応する人権の充実をはかる。労働基本権を全面的に擁護する。企業の内部を含め、社会生活の各分野で、思想・信条の違いによる差別を一掃する。

## 2 各種の「新しい人権」

衆議院憲法調査会における議論において、新しい人権として規定すべき旨の主張がされたものの代表は、環境権（下記(1)参照）である。憲法に明記する必要はないとする意見もあったが、環境権とするか国家の環境保全義務と構成するかは別として、憲法に環境に関する条項を置くべきであるとする意見が多く述べられた<sup>8</sup>。

また、知る権利・アクセス権（下記(2)参照）や、プライバシー権（下記(3)参照）を憲法に規定すべきであるとする意見も多く述べられた。

### (1) 環境権等

#### A 1・A 2 明文改憲が必要とする意見

環境権、環境保全の義務等を憲法上明記すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

環境問題は、その被害者と加害者が同一の環境に住み、実際に問題が生じた場合には、個々人が享受できる環境の範囲が明確でないといった特徴がある。また、権利として構成する場合、その救済も、単なる妨害の予防・排除で済む場合から積極的な原状回復措置が必要な場合まで様々である。そのため、条文上の根拠が曖昧なまま解釈論を展開するだけでは権利保障が不十分であり、憲法典の中に明文の根拠を与えるべきである。

21世紀の日本のあり方・アイデンティティとしての環境立国を明確にする必要がある。

諸外国の例を見ると、1980年代以降複数の国において憲法に環境権が規定されている。

環境権等を憲法に規定するとした場合、いかなる形式で規定するかという点については、**A 1**（環境権を憲法上明記すべきとする意見）と、**A 2**（国（あるいは国民）の環境保全の義務（責務）を憲法上明記すべきとする意見）が述べられた。

<sup>8</sup> 衆議院憲法調査会報告書では、概ね5年間の調査を通じて多く述べられた意見についてはその旨を記すこととされた。なお、これは、憲法調査会の意思決定における多数を意味するものではない（衆議院憲法調査会報告書229頁）。

「多く述べられた」意見か否かの基準として、当該論点について、積極・消極等の意見を述べた委員の数が一定数以上（概ね20人以上。なお、衆議院憲法調査会の定数は50人）であること の要件をクリアした論点について、意見を述べた委員の数の概ねダブルスコア以上（1対2以上）の開きがあること とされた。憲法調査研究会「衆議院憲法調査会報告書を読み解く1 憲法論議のエッセンスを伝える 「永田町」と国民の橋渡しとして」『時の法令』1808号（2008年）66頁参照。

(A1の主な意見)

国民が良好な環境を享受する権利としての環境権を規定すべきである。

(A2の主な意見)

そもそも環境権を「国民の権利」として捉えることは、近代立憲主義における権利が国家権力の制限にあるということにかんがみると、その内容が不明確である。そこで、国民の権利としてではなく、ドイツ基本法 20a 条<sup>9</sup>のように、国家目標規定（国家の環境保全義務又は責任）として規定すべきである。

国民の環境保全義務又は責任として規定すべきである。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成 17 年 10 月 31 日)

3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

2. 「共同の責務」を果たす社会へ向かう

(1) 環境優先の思想を宣言する。

より環境を重視するとの観点に立ち、憲法において「地球環境」保全及び「環境優先」の思想について言及することが望ましい。

(2) 人権・環境の維持向上のための「共同の責務」を果たすことから始める。

自然環境の維持・向上は、個人の権利としては馴染みがたく、かつ個人や行政の義務だけでも果たし得ない。国・企業その他の中間団体並びに家族やコミュニティ及び国民の「責務」を同時に明確にする。

(3) 現在生きる人の利害だけでなく、将来の人々に対する責務も果たす。

世代間の負担の公平を確保し、優れた自然や環境を将来世代へ引き継ぐことの責務を明らかにして、目先の利害に囚われることなく、「未来への責任」を果たしていくことを明確にする。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日）

（環境保全の責務）

第二十五条の二 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。

<sup>9</sup> ドイツ連邦共和国基本法第 20a 条〔自然的生活基盤の保護義務〕「国は、来たるべき世代に対する責任を果たすためにも、憲法的秩序の枠内において立法を通じて、また、法律および法の基準にしたがって執行権および裁判を通じて、自然的生存〔生命〕基盤および動物を保護する。」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』（三省堂、2010 年）

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」(公明党憲法調査会、平成16年6月16日)  
第3章「国民の権利及び義務」

環境権は「良好な環境を享受し、国家及び国民が環境保護に努める」といった趣旨の権利(責務)である。13条や25条によって、それが読めるという解釈もあるが、かつての人間中心主義ではない自然との共生も含んだエコロジカルな視点に立った環境権を定めるべきである。

#### 【「環境」の内容】

なお、衆議院憲法調査会において、環境権等を憲法に規定するとした場合、そこにいう「環境」の内容はいかなるものかという議論が行われた。

この点については、一般的には、健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を享受し、これを支配する権利として理解されているが、この場合に、大気、水、日照、景観など自然的な環境に限定する考え方のほか、遺跡や寺院、公園や学校などの文化的あるいは社会的環境まで含めるという考え方もあるとする意見が述べられた。

B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

C いずれも必要ないとする意見

現在の規定を根拠に新しい人権を認めることができるのであるから、求められているのは憲法を改正することではなく、憲法の本質に沿ってそれを具体化する法制度を作っていく努力である。(再掲12頁)

## (2) 知る権利・アクセス権

衆議院憲法調査会における議論では、知る権利についてはそれが国民が政治的意思決定に関与するという自己統治の価値にとって前提となる権利であること、アクセス権についてはマス・メディアの巨大化及び情報の寡占化が進んでいること等の理由から、これを憲法上規定すべきであるとする意見が多く述べられた。

### 【参考】「アクセス権」の意味

一般的には、ある対象へ接近し、これを利用する権利をいうが、法令用語ではなく、多義的に用いられる。「マス・メディアへのアクセス権」は、一般に、公衆がマス・メディアを利用してその意見を表明する権利（反論権や意見広告掲載要求権など）をいうが、これを認めるか否か等については議論がある。判例は、人格権又は条理を根拠とする反論文掲載請求権を否定した（最判昭62・4・24）。「情報へのアクセス権」は、「知る権利」とほぼ同義で用いられることが多い。

*（法令用語研究会編「有斐閣 法律用語辞典（第3版）」（有斐閣、2006年）3頁）*

### A 1 明文改憲が必要とする意見

国民の政治参加・行政参加に対して知る権利の果たす役割の重要性にかんがみれば、政府の国民に対する説明責任として法律レベルに規定するのではなく、国民の知る権利として憲法に規定すべきである。

憲法制定当時には、これほどまでに情報化社会が進展するとは想像できなかったのであり、情報化社会の中で知る権利の果たす役割の大きさにかんがみれば、知る権利を憲法に明記すべきである。

現在ある規定を根拠に知る権利が認められるといっても、それには限界がある。例えば、21条を根拠に知る権利を認めると、それは表現の自由の反射的效果としての知る権利という限界が生ずる。とするならば、固有の意味の知る権利を保障するためにも、これを憲法上明記すべきである。

マス・メディアに対するアクセス権については、他の情報に関する権利と併せて憲法上明記すべきである。

### 【参考】民主党「憲法提言」（民主党憲法調査会、平成17年10月31日）

#### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

3. 情報社会と価値意識の変化に対応する「新しい人権」を確立する

(1) 国民の「知る権利」を位置づける。

国民の「知る権利」を憲法上の権利とし、行政機関や公共性を有する団体に対する情報アクセス権を明確にする。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」(公明党憲法調査会、平成16年6月16日)

第3章「国民の権利及び義務」

…また「知る権利」が、21条の「表現の自由」から導かれるとの主張があるが、自由権から発している「表現の自由」と、政府などの情報開示を求める「知る権利」とは異なるとの意見もあり、今後の検討課題である。

**A 2 国政上の行為に関する国の説明の責任を規定する意見**

知る権利に関して憲法上規定する場合において、権利としてではなく、国政上の行為に関する国の説明の責務として規定するという意見も考えられる。

【参考】日本国憲法改正草案(自由民主党、平成24年4月27日)

(国政上の行為に関する説明の責務)

第二十一条の二 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。

**B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見**

**C いずれも必要ないとする意見**

知る権利は、憲法に明文の規定がなくとも21条等を根拠に認めることができ、求められているのは、その保障を実現するための立法にある。

マス・メディアに対するアクセス権は、既にある条文を根拠に認められているものであり、憲法上明記することは不要である。

### (3) プライバシー権

#### A 明文改憲が必要とする意見

衆議院憲法調査会における議論では、プライバシー権については、情報化社会の進展が著しいこと等の理由から、これを憲法上規定すべきであるとする意見が多く述べられた。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成 17 年 10 月 31 日)

#### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

3. 情報社会と価値意識の変化に対応する「新しい人権」を確立する

(2) 情報社会に対応するプライバシー権を確立する。

従来「プライバシーの権利」として扱われてきた権利問題も、伝統的なプライバシーの観点からでは捉えきれない新たな問題を提起している。とりわけ、自己情報保護の観点からの再整理を行い、その権利性を明確にする必要がある。

【参考】日本国憲法改正草案(自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日)

(個人情報 の 不当取得 の 禁止等)

第十九条の二 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」(公明党憲法調査会、平成 16 年 6 月 16 日)

第 3 章「国民の権利及び義務」

IT 社会の進展するなかで、プライバシーの権利を守ることが必要になっている。私事に属する個人情報を保護するということは当然として、より積極的に「自己情報をコントロールする権利」として確保することが検討されることは意義がある。

#### B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

#### C いずれも必要ないとする意見

**B**と**C**は、プライバシー権を憲法に明記する必要はないとする点で共通している。なお、この意見の中には、プライバシー権を法律によって保障すべきであるとする意見(**B**)と、新しい人権は憲法 13 条、21 条等から解釈上導き出せるものであり、立法措置は不要であるとする意見(**C**)が考えられる。

プライバシー権を憲法上明記する必要はないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

憲法に明文の規定のない新しい人権であっても、例えばプライバシー権は13条によって、知る権利は21条によって既に解釈上認められている。また、憲法の人権規定は、現在の新しい人権のみならず、将来生起し得る新しい人権にも対応できる懐が深いものである。(再掲12頁)

【参考】社民党 Manifesto2010 参議院選挙公約 社民党の成長戦略「いのちとみどりのニューディール」(社会民主党、平成22年6月17日)

再建01 平和・人権

6. あらゆる差別に反対し、表現の自由を守ります

国家による監視社会の強化に反対するとともに、医療情報、教育情報、金融情報などのセンシティブ(取り扱いに注意すべき)情報について、プライバシーを守るための個別法の整備をすすめます。

#### (4) 犯罪被害者の権利

衆議院憲法調査会における議論では、憲法の規定は被疑者や被告人の人権に偏している等の理由から、犯罪被害者に対する公的援助や刑事手続への関与等を内容とするいわゆる犯罪被害者の権利を、憲法上規定すべきであるとする意見が述べられた。

##### A 明文改憲が必要とする意見

我が国は、犯罪被害者の救済が国際的にみて立ち後れており、権利の確立が重要である。そのため、犯罪被害者の権利を憲法上に明記すべきである。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成 17 年 10 月 31 日)

##### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

1. まず、「人間の尊厳」を尊重する

(3) 犯罪被害者の人権を擁護する。

「人間の尊厳」の尊重の観点を踏まえ、何らかの表現で憲法に犯罪被害者の権利を明確にする。一方で、国家からの人身の自由を大前提とし、死刑制度廃止の是非についても検討をすべきである。

【参考】日本国憲法改正草案(自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日)

(犯罪被害者等への配慮)

第二十五条の四 国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。

##### B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

##### C いずれも必要ないとする意見

犯罪被害者の権利の憲法上の論拠としては、総括的に 13 条の幸福追求権があり、また、社会連帯の問題として 25 条の視点も必要である。これらの規定を根拠にして犯罪被害者の権利を導くことができるのであるから、憲法に新たな規定を設ける必要はない。

犯罪被害者については、単に刑事司法の面だけでなく、経済的にも精神的にも、その人権問題として総合的な施策の推進を図ることが重要である。

犯罪被害については、刑事司法の整備による救済だけではなく、被害者の報道による人権侵害に対する救済についても、防止措置や回復措置の検討が課題である。

【参考】公明党憲法調査会による論点整理（公明党憲法調査会、平成 16 年 6 月 16 日）

第 3 章「国民の権利及び義務」

現憲法はもっぱら刑事被告人の権利を保護しているが、犯罪被害者の人権についてはふれられていない。犯罪被害者の精神面も含めた権利保障や刑事手続きへの参加・関与などを求める声が上がっている。犯罪被害者といってもその態様は多岐に及ぶものであり、法整備も一定の前進はみられるが、憲法上どうするかは検討課題の 1 つである。

【参考】社民党 Manifesto2010 参議院選挙公約 社民党の成長戦略「いのちとみどりのニューディール」（社会民主党、平成 22 年 6 月 17 日）

再建 01 平和・人権

7. 「市民の司法」を実現する立場で司法制度改革に取り組みます

犯罪被害者の救済制度を充実・強化します。警察による相談機能の強化をはかり、犯罪のおそれがある場合の予防的な対処についてルール化します。

## 第4 生命倫理

先端生命科学技術研究の進展に合わせて、具体的な研究規制の必要性が主張され、実際に様々な方式で規制がなされているが、衆議院憲法調査会においては、さらに、生命倫理に関する事項について憲法に明記することまで必要か否かの議論が行われた。この点については、これを明記すべきであるとする意見と明記することに慎重な意見が述べられた。

### 【憲法の関連規定】

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

### A 明文改憲が必要とする意見

生命倫理に関する事項を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

遺伝子工学、細胞工学、発生工学等のバイオテクノロジーの研究は、生命の尊厳や生命倫理と密接な関係があり、生命の尊厳を侵害する生命の操作の禁止、遺伝情報へのアクセス規制などを導く根拠となる条文を憲法に規定すべきである。

スイス憲法には、詳細な生命倫理の保護に関する規定がある。また、ドイツ基本法には人間の尊厳規定があり、フランス憲法には明文の規定はないものの人間の尊厳の理念が見出されているのに対し、米国ではそのような理念は援用されない。各国がこのような状況にある中で、我が国においてどうあるべきかを考えた場合、日本人の倫理観とバランス感覚に方向性を与え、個人の尊厳と学問の自由の調和を図るために、個人の尊厳の上位概念として、人間の尊厳や生命の尊厳の理念を憲法に明記すべきである。

### 【参考】スイス連邦憲法（抄）

（人の領域における生殖医療および遺伝子技術）

第119条 人間は、生殖医療と遺伝技術の誤った利用から保護される。

連邦は、人の生殖細胞と遺伝形質の取り扱いに関する法令を定める。連邦は、その際、人間の尊厳・人格・家族の保護に配慮し、とくに以下の原則を遵守する。（以下略）

(移植医療)

第 119a 条 連邦は、臓器・組織・細胞の移植領域に関して法令を定める。その際、連邦は、人間の尊厳・人格・健康の保護に配慮する。(以下略)

(人以外の領域における遺伝子技術)

第 120 条 人間とそれを取りまく環境は、遺伝子技術の誤った利用から保護される。(以下略)

【解説】スイスでは、生殖医療に関する規制は州に任せられてバラバラであったが、1992 年の国民投票によって憲法上の規制が設けられ、1999 年の憲法全面改正により現行の 119 条が設けられた。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成 17 年 10 月 31 日)

### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

1. まず、「人間の尊厳」を尊重する

(1) 生命倫理および生命に対する権利を明確にする。

人権保障の根本原理として「人間の尊厳は侵すことができない」という考えのもと、「生命に対する権利」を明確にする。

身体と精神に対する、本人の意思に反したさまざまな侵害を排除する権利である人体の統合の不可侵、人体とその一部の利用は、無償の提供によってのみ許されるという人体要素の無償原則、人体とその一部に関する情報の収集、保存、利用に対する個人のプライバシー保護を憲法上明確にする。

生殖医療及び遺伝子技術の濫用からの保護を明確にする。

自らの生命や生活に関して、本人自身が決定できる自己決定権については、憲法上保障する権利の内容を検討し明確にすべきである。

### B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

生命倫理に関する事項を憲法に明記することに慎重な意見は、その論拠として、憲法は豊富な人権規定を有しており、生命倫理に関する分野においても十分に対応することができるのであって、求められているのは憲法に新しい文言を書き込むことではなく、憲法を生かし、憲法の規定に基づいて必要な法律を制定することであるという点を挙げている。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」(公明党憲法調査会、平成 16 年 6 月 16 日)

### 第 3 章「国民の権利及び義務」

13 条の「個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉」のなかでも、生殖医学、遺伝子技術の発展に伴う生命倫理のあり方については、現憲法には条文はないが、人間存在の本質にかかわる問題が内包されるだけに、どう考えるかは検討課題である。

## 第5 政教分離原則

衆議院憲法調査会においては、憲法が政教分離原則を規定していることに関し、同原則の下で許される国家行為の限界について議論が行われた。明文改憲を要するか否かに関する論点としては、国家と宗教の厳格分離を図るため、判断基準を憲法に規定すべきであるとする意見と、内閣総理大臣等が社会的儀礼あるいは習俗的行事へ参加し、公費を支出することが許容されるよう憲法を改正すべきであるとする意見が述べられた。

### 【憲法の関連規定】

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

### 【参考】「政教分離の原則」の意味

国家は宗教そのものに干渉すべきではないとする国家の非宗教性ないし宗教的中立性の原則。国教分離の原則ともいう。憲法は20条1項後段、同条3項及び89条に制度的保障としての政教分離規定を置いているが、この規定の基礎となりその解釈の指導原理となる政教分離の原則について、最高裁判所は、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解している（最大判昭52・7・13〔編注：津地鎮祭事件〕）。

*（法令用語研究会編「有斐閣 法律用語辞典（第3版）」（有斐閣、2006年）800-801頁）*

## 1 国家と宗教の厳格分離を図るため、政教分離原則違反の判断基準を憲法に規定すべきとする意見

### A 1 明文改憲が必要とする意見

政教分離原則の意味を、国家と宗教の厳格分離の意に解し、厳格な分離を図るため、政教分離に違反するか否かの判断基準を憲法に規定すべきである。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成17年10月31日)

3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

1. まず、「人間の尊厳」を尊重する

(6) 信教の自由を確保し、政教分離の原則を厳格に維持する。

信教の自由を「人間の尊厳」の保障に係るものとして位置づけ、かつ宗教団体と政党との関係、公の機関と宗教的活動との関係などに関して政教分離の厳格な規定を設ける。

C いずれも必要ないとする意見

これに対しては、政教分離原則違反の判断基準については判例の積み重ねも存在しており、憲法に明記する必要はないとの意見も考えられる。

2 ごく一般的な習俗的行事への参加には、公費の支出が認められるよう憲法を改正すべきとする意見

A 2 明文改憲が必要とする意見

内閣総理大臣をはじめ公務員のごく一般的な習俗的行事への参加については、特定の宗教団体への支援と認められないような事情がある場合には、公共性のある行為として公費の支出は認められるべきである。また、このことについての憲法上の疑義を解消するために、憲法の条項を改正すべきである。

【参考】日本国憲法改正草案(自由民主党、平成24年4月27日)

(信教の自由)

第二十条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。

2 (略)

3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

(公の財産の支出及び利用の制限)

第八十九条 公金その他の公の財産は、第二十条第三項ただし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。

2 (略)

## 第6 家族・家庭や共同体の尊重

衆議院憲法調査会においては、家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けることの是非について議論が行われた。

### 【憲法の関連規定】

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

### A 明文改憲が必要とする意見

家族・家庭や共同体に関する規定を憲法に設けるべきであるとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

顕在化している社会問題を解決するために、社会の基礎としての家族・家庭の重要性を再認識し、家族における相互扶助、家庭教育等の家族・家庭が果たしてきた機能を再構築する必要がある。そのためには、前文や各条項において、家族・家庭の尊重及び保護を明記することが必要である。

憲法に家族・家庭の尊重を明記した上で、そのような憲法の指針に従い、具体的施策を展開していくべきである。

24条が行きすぎた個人主義の風潮を生んでいる側面は否定できない。

近代立憲主義の流れは重要であるが、それだけでなく、憲法には、国民の行為規範としての役割もある。

国家権力と個人が対立するという西欧の人権観や憲法観は、個人より家族・家庭や共同体を重視する日本やアジアには適合しない。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成24年4月27日）

（家族、婚姻等に関する基本原則）

第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

2・3 （略）

C いずれも必要ないとする意見

家族・家庭や共同体に関する規定を憲法に設けるべきではないとする意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

近代立憲主義の流れからすると、家族・家庭の尊重のような徳目的な事項は憲法に書き込むべきではない。

憲法に書き込まれるべき価値は普遍的なものでなければならず、家族・家庭の尊重のような普遍的とまではいえない価値は憲法に書き込むべきではない。

家族・家庭の尊重のような価値や徳目を法制化することが、かえって逆効果になることは米国の禁酒法の例からも明らかであり、立法者が気を付けなければならない点である。

米国のリベラル コミュニタリアニズム論争におけるコミュニティニズムは、家族・家庭や地域コミュニティのような中間団体の役割に注目し、その再生によって社会秩序の再構築を図ろうとするが、価値や徳目を法制化することまで主張するものではない。

憲法が個人主義に偏っているとの批判があるが、個人主義は決して利己主義と同義ではなく、互いの人格を尊重し合うという意味であり、決して 24 条を否定的に見る必要はない。

家族条項の規定が戦前の家制度への回帰につながることを懸念される。

## 第7 知的財産権

衆議院憲法調査会においては、知的財産権について議論が行われた。  
憲法第29条は財産権について定めているが、知的財産権に関する規定はない。

### 【憲法の関連規定】

#### 〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

### A 明文改憲が必要とする意見

日本の競争力、将来への活力を求めていくために、人間の思考の集積である知的財産権を権利として保護、管理、活用するシステムを整備することが国家戦略として必要であること、知的財産権の保護等を憲法に規定する国が複数あること等の理由から、財産権一般の保護とは別に、知的財産権の保護を憲法上明記すべきであるとする意見が述べられた。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成17年10月31日)

#### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

3. 情報社会と価値意識の変化に対応する「新しい人権」を確立する

(5) 知的財産権を憲法上明確にする。

高度情報化社会により情報の流通が多様化・複雑化している現在、新たな検討課題として、「知的財産権」を整備する必要がある。知的財産権には、著作上・芸術上の財産権のほか、広く特許権や商標権などを含む考えもある。こうした知的財産権も含めて憲法上、明確にしていくべきである。

【参考】日本国憲法改正草案(自由民主党、平成24年4月27日)

#### (財産権)

第二十九条 (略)

2 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するやうに、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するやうに配慮しなければならない。

3 (略)

### B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

これに対しては、現行法においても、知的財産基本法等の法律が存在していることから、必要があれば立法で対応すれば足り、憲法に知的財産権の保護に関する規定を置く必要はないとする意見も考えられる。

## その他の論点

国民の権利及び義務についてのその他の論点としては、例えば、外国人の人権、財産権等がある。

### 1 外国人の人権

外国人の人権<sup>10</sup>について憲法上何らかの規定を設けるべきか否かについては、何らかの規定を設けるべきとする意見と憲法に規定がなくとも解釈・運用によって対応することは可能であるとする意見が述べられた。また、定住外国人に地方参政権を付与すべきか否かの問題については、住民自治の観点等からこれに積極的な意見と参政権は国民にのみ与えられるべき権利である等の理由からこれに慎重な意見が述べられた。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成 17 年 10 月 31 日)

#### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

1. まず、「人間の尊厳」を尊重する

(5)外国人の人権を保障する。

「人間の尊厳」の尊重はすべての人びとに保障されるとの観点に立ち、外国人の人権及び庇護権と難民の権利を憲法上明確にする。また、公的社会への参画の権利等について検討する。

【参考】日本国憲法改正草案(自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日)

(公務員の選定及び罷免に関する権利等)

第十五条 1・2 (略)

3 公務員の選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する成年者による普通選挙の方法による。

4 (略)

(地方自治体の議会及び公務員の直接選挙)

第九十四条 (略)

2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が直接選挙する。

<sup>10</sup> 判例では、基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及びものと解すべきとされている。(最大判昭 53・10・4 マクリン事件)

## 2 財産権

財産権の保障については、現在の日本では財産権が絶対的なものという認識が強く、その規制が難しくなっているとする意見や、財産権が責任や義務を伴うことを憲法に明記すべきであるとする意見が述べられた。

これに対し、日本国憲法において、財産権は既に社会国家化の流れの中で、社会的拘束を負うものとなっているとする意見も述べられた。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成 17 年 10 月 31 日)

### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

#### 2. 「共同の責務」を果たす社会へ向かう

##### (4) 公共のための財産権の制約を明確にする。

財産権の見直しを行い、土地資源や自然エネルギー資源、公共的な価値を認めて利用と処分についての制限を設ける。……なお、憲法において、適正手続の明確化と判例において曖昧に用いられてきた「正当な補償の下に」という文言の明確化を行い、制約基準を明確にする。

## 3 法の下での平等の具体的な内容

### 【憲法の関連規定】

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

衆議院憲法審査会報告書では、平等について、以下のような意見があった。

14 条 1 項後段に列挙されている事由については、今の時代に即した例示に直すべきである。

憲法には障害者について直接に規定した条文がない。障害者の平等、差別の禁止及び社会参加を明確に規定すべきである。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会、平成17年10月31日)

### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

#### 1. まず、「人間の尊厳」を尊重する

(7)あらゆる差別をなくす規定を検討する。

「差別」は「人間の尊厳」を侵害するものである故に、「差別」はしてはならない。  
日本では、法律のレベルにおいても「差別」に対する厳格な規定をするものがあまりなく、このため人権保障が形骸化しているケースも少なくない。実質的な人権保障ができるよう、憲法上の規定のあり方を検討すべきである。

【参考】日本国憲法改正草案(自由民主党、平成24年4月27日)

(法の下での平等)

第十四条 全て国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2・3 (略)

## 4 その他の論点

### 奴隷的拘束及び苦役の禁止

【参考】日本国憲法改正草案(自由民主党、平成24年4月27日)

(身体の拘束及び苦役からの自由)

第十八条 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。

2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

### 公益又は公の秩序に反する目的の活動の制約

【参考】日本国憲法改正草案(自由民主党、平成24年4月27日)

(表現の自由)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

3 (略)

## 在外国民の保護

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日）

（在外国民の保護）

第二十五条の三 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。

## 教育環境の整備

【参考】民主党「憲法提言」（民主党憲法調査会、平成 17 年 10 月 31 日）

### 3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

1. まず、「人間の尊厳」を尊重する

(4) 子どもの権利と子どもの発達を保障する。

子どもを独立した人格の担い手として認め、「人間の尊厳」の尊重の観点から、その権利を明記する。また、「人間の尊厳」の尊重の基盤としての「教育への権利」を明確にし、良好な家庭的環境で成長するための施策も含め「国及び地方公共団体並びに保護者、地域等の教育に関する責務ないし責任」を明確にする。

3. 情報社会と価値意識の変化に対応する「新しい人権」を確立する

(3) 情報社会におけるリテラシー（読み解く能力）を確保し、対話の権利を保障する。

人は誰でも、コミュニケーションの主体として尊重かつ保障され、他者との交信・協働が支援される権利を有するという意味の「対話する権利」なるものを組み立てる。具体的に、現行の行政手続法との関連を踏まえて、行政に対する回答請求権を確立して、対話する権利を保障することなどを検討する。同時に、情報リテラシー問題の発生や生涯学習社会の到来に対応し、人間の潜在能力の開発を支援することを国の責務とする、「学習権」の概念を確立し、それを明確にする。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日）

（教育に関する権利及び義務等）

第二十六条 1・2 （略）

3 国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」（公明党憲法調査会、平成 16 年 6 月 16 日）

第 3 章「国民の権利及び義務」

26 条に「教育を受ける権利・受けさせる義務」がある。

敗戦直後と現在では、高校・大学の進学率をはじめとして大きく教育環境は変化している。憲法学上、26 条については、論点となることはほとんどないが、生涯にわたって

の教育が大切となっていることをはじめとして、より積極的な人間主義的教育観を主張する声もある。

### 公務員の労働基本権の制約

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日）  
（勤労者の団結権等）

第二十八条（略）

2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。

### 人権保障機関の設置

【参考】民主党「憲法提言」（民主党憲法調査会、平成 17 年 10 月 31 日）

3．「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

1．まず、「人間の尊厳」を尊重する

（8）人権保障のための第三者機関を設置する。

人権侵害の状況に対する不断の監視と、人権の実現のためのサポートシステムとして独立性の高い国内人権保障機関の設置を憲法上明確にする。

【参考】その他の憲法第3章の条文

〔国民たる要件〕

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

